

海外経済要録

国際機関

◇国際通貨基金および世界銀行の増資案

国際通貨基金と世界銀行の各理事会は、先般のニューデリー総会の決議に基づきかねて検討中の両機関増資増加問題に関し、このほど報告書を総会に提出、12月29日その旨を公表した。理事会案の骨子は概要次の通り。

1. 基金の増資増加

(1) 割当額の一律引上げ……1959年1月31日現在の各国割当額を一律に50%引き上げる。この増額は現行割当額総額の75%以上を占める各国の同意により発効する。各国の賛否は9月15日までに表明されることとする。増加割当額に対する各国の払込は、25%を金、残額を各国通貨により、増額発効後30日以内に行なわれる。一時的な金払込の困難な国には4年以内に各年5%の範囲内で賦払を認める。

(2) 日本・西ドイツ・カナダの特別増額……これら3国についてはその経済の急速な発展にかんがみ、一律50%の増以上にその割当額を引き上げる。その額は下表の通り。この特別増額の発効の条件、各国の同意の期日、金および各国通貨の払込の比率と時期については前記(1)と同じであるが、金の分割払込は認められない。

(3) 割当額少額の加盟諸国の特例……割当額少額の諸国については、この機会に一定の範囲で各割当額の50%以上の増額を認める。

前記(1)および(2)の引上げにより基金の割当総額(現在9,193百万ドル)は51億ドル増加し、またその金および米ドル保有額は23億ドルから46億ドル(うち金の増加13億ドル)へ増大する。各国が自国通貨をもつて基金から他国通貨を買い取りうる限度(すなわち各国の借入限度)は一般に50%方、また特別増額の認められた諸国はそれぞれの追

加増額分に依りてそれ以上に拡大される。

2. 世銀の増資

(1) 授權資本の倍額増資……現行授權資本100億ドルを倍額増資することとし、額面10万ドルの株式10万株を平価で発行(現行分と同じ)する。増額は9月15日までに70億ドル以上の応募あるときに発効する。各国は1959年1月31日現在の応募額と等額の応募をなす。増資の目的が貸出可能資金の調達よりも銀行の借入能力拡大にあることにかんがみ、新応募額は銀行の債務支払に必要な場合のみ払込請求を受けるものとする(現行のいわゆる80%部分と同じ取扱)。

(2) 日本・西ドイツ・カナダの特別応募……前記基金の場合と同じ理由により、それぞれ100%以上の応募を認める。その額は下表の通り。また基金の割当額少額の加盟国に関する特例をえた国には、ここでも特別応募を認める。これら特別増額は前記2.(1)の発効を条件とする。各国は特別応募額の2%につきその2%を金または米ドルで、18%部分を自国通貨で払い込むことを要し、他の2%については前記2.(1)と同様さしあたり未払込のままとする。これは払込部分の比率において一般の加盟国と等しくするための措置である。

(3) 授權資本の追加増額……倍額増資のほか10億ドルの増資を行なう。これは前記特別応募の認容の結果、倍額増資のままでは今後の新加盟国あるいは特別応募要請に対する余裕が乏しくなるため、とくに採り上げられたものである。

以上により銀行の授權資本は現在の100億ドルから210億ドルへ増加することとなる。銀行資本の現在の応募額は9,521.5百万ドルで、うち未払込のいわゆる80%部分は7,617.2百万ドルとなつている。今回の増資の結果、向こう10年間の銀行の活動に要する資力が確保されるといわれている。

日本・西ドイツ・カナダの増資

(単位:百万ドル)

区 分	基金の場合				世 銀 の 場 合			
	現行割当額	一般増額分 (50%)	特別増額分	新割当額	現行応募額	一般増額分 (100%)	特別増額分	新応募額
日 本	250	125	125	500	250	250	166	666
西 ド イ ツ	330	165	292.5	787.5	330	330	390	1,050
カ ナ ダ (参 考)	300	150	100	550	325	325	100	750
米 国	2,750	1,375	—	4,125	3,175	3,175	—	6,350
英 国	1,300	650	—	1,950	1,300	1,300	—	2,600

米 国

◇米国の J.P. モルガンとギャランティ・トラスト両銀行の合併

ニューヨーク・シティ所在の J.P. モルガン (J.P. Morgan & Co. Inc.) およびギャランティ・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨーク (Guaranty Trust Co. of New York) 両銀行の取締役会は、株主総会の承認および関係当局の許可あり次第両行が合併することを決定した旨、12月17日発表した。

これによれば、新銀行名はモルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨーク (Morgan Guaranty Trust Co. of New York)、新銀行の取締役会長にはモルガン会長の Alexander 氏が就任、新銀行株式と両行株式との交換比率はモルガン1対49%、ギャランティ・トラスト1対1、また新銀行は総資産40億ドル、預金量32億ドル、資本金5億ドルとなり、規模において全米第4位、ニューヨーク州第3位の銀行となる (現在ギャランティ・トラストは総資産30億ドルで全米第7位、モルガンは総資産9億ドルで全米第26位)。

J.P. モルガンは1861年創設の著名な個人銀行 (private banker) であったが、1933年銀行法により投資銀行業務 (証券の引受け、売出し) の兼営を禁ぜられて以来銀行業務に専念してきたもので、モルガン系企業を中心であった。ギャランティ・トラストは1864年設立のニューヨーク州法銀行でモルガン系銀行とみられていた。今回の合併計画の決定は最近の銀行合併傾向の一つの現われであり、合併による資金量増大、ギャランティ・トラストの経営陣強化などがその理由とみられている。なお、新銀行は他の大銀行のごとく一般大衆と接触する (いわゆる retail bank) 意図はなく、従来通り企業金融専門の銀行 (いわゆる wholesale bank) としてとどまるようである。

◇米国における1958年第3四半期の国際収支

商務省の発表によれば、1958年第3四半期 (7~9月) の米国国際収支は次表の通り、金および短期ドル資産において8.8億ドル米国の払超となつた。この結果米国の国際収支は1957年第4四半期以降連続1年間払超を示したことになり、最近の米国の金流出の主因となつている。

第3四半期の商品・サービス輸出は、米国の主要輸出先がまだ立直りを示さないことに加えて季節的影響もあつて前期比3.9億ドルの減少を示し、一方商品・サービス輸入が米国経済の回復を若干反映して2.4億ドルの増加を示したので、貿易収支受超は8.6億ドルと前期の受超14.9億ドルを下回つた。

しかしながら、民間対外投資がベネズエラその他に対する石油関係投資の減少および外国の起債減少などにより前期比8.9億ドルの大幅減となつたため、国際収支の払超額は前期の10.7億ドルを下回つた。

なお、1958年に入つてからの国際収支の大幅払超を背景とする金の対外流出に対して、商務省は、最近の推移は米国商品の割高によるよりも世界景気の停滞を反映して米国商品に対する有効需要が減少したこと、および諸外国における金ドル準備蓄積の意欲が旺盛であることの結果によるものとみている。

米 国 の 国 際 収 支

(1958年1~9月) (単位・億ドル)

区 分	1958年1/4	1958年2/4	1958年3/4
商品サービス受	55.8	59.2	55.3
商品サービス払 (1)	41.4	44.3	46.7
民間対外投資	6.8	10.3	4.4
政府支出 (2)	15.0	15.9	15.1
外国対米投資 (長期)	0.2	Δ 0.1	—
外国保有金・短期 ドル資産増減 (Δ)	Δ 5.6	Δ 10.7	Δ 8.8
記録外受取	1.7	0.7	2.2

(注) (1) 海外軍事支出を除き、民間送金を含む。

(2) 軍事援助を除き、経済援助、海外軍事支出、政府貸付を含む。

資料: Survey of Current Business, Dec. 1958.

欧 州 諸 国

◇英ポンド等西欧諸国通貨の交換性回復

英国政府は12月27日、新たに対外勘定 (external accounts) を設けて振替可能、アメリカ、カナダおよび登録勘定ポンドをこれに統合する旨発表、29日より実施することとなつた。

長年論議の対象であつたポンドの交換性回復が今回実現をみたことについて英当局は、本措置が昨年9月の英連邦会議および10月のIMF、世銀総会などにおいてすでに公約されたものであり、最近①世界貿易の安定、②金ドル準備の充実、③国内インフレの終息など交換性回復のための前提条件がほぼ充足されるに至つたので実施の運びとなつたものであると述べている。

英国のこの措置に伴い西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイスの諸国も同時に交換性回復を発表、次いでポルトガル、フィンランド、オーストリアなどの諸国もこれになつた。その概要は次表の通りである。

なお、これらの措置により欧州支払同盟 (European Payments Union) は出資割当額の50%以上を有する加盟

国が交換性を回復したので解消して、1955年8月の協定に、29日より発効することとなつた。
従い欧州通貨協定 (European Monetary Agreement) が

西 欧 諸 国 通 貨 の 交 換 性 回 復 の 概 要

国 名	通貨単位	実施期日	内 容	公定為替レート
英 国・ アイルランド	ポ ン ド (Pound)	12月29日	非居住者ポンドの交換性を回復。振替可能、アメリカ、カナダおよび登録勘定を対外勘定に統合。	£=\$ 2.78~2.82
西 ド イ ツ	ド イ ツ・ マ ル ッ カ (D-mark)	"	非居住者マルクの交換性を回復。 (1月13日の措置により交換性の完全回復)	\$=D.M. 4.17~4.23
フ ラ ン ス	フ ラ ン (Franc)	"	非居住者フランの交換性を回復。同時にフラン17.55%切り下げと外貨建通貨単位の変更(\$1 = Fr. 4.90~4.97)を実施。	\$=Fr. 490~497
イ タ リ ア	リ ラ (Lira)	"	非居住者リラの交換性を回復。	\$=L. 620.50~629.50
ベルギー・ ルクセンブルグ	フ ラ ン (Franc)	"	非居住者に対する振替可能フラン、交換可能フランを統合。	\$=Fr. 49.25~50.75
オ ラ ン ダ	ギ ル ダ ー (Guilder)	"	非居住者ギルダーの交換性を回復。	\$=Fl. 3.77~3.83
スウェーデン	ク ロ ー ネ (Krona)	"	非居住者クローネの交換性を回復。	\$=Kr. 5.1715~5.1750
ノルウェー	ク ロ ー ネ (Krone)	"	非居住者クローネの交換性を回復。	\$=Kr. 7.09~7.20
デンマーク	ク ロ ー ネ (Krone)	"	非居住者クローネの交換性を回復。	\$=Kr. 6.85 ³ / ₄ ~6.95 ⁵ / ₄
ス イ ス	フ ラ ン (Franc)	"	EPU協定フランと自由フランとの統合。 (交換性の完全回復)	\$=Fr. 4.295~4.450
ポルトガル	エ ス ク ード (Escudo)	12月30日	非居住者エスクードに対する交換性を回復。	\$=Esc. 28.48~29.02
フィンランド	マ ル ッ カ (Markka)	"	多角決済協定国における非居住者マルッカの交換性を回復。	\$=Mr. 319~321
オーストリア	シ リ ン グ (Shilling)	1月1日	非居住者シリングの交換性を回復。	\$=S. 25.80~26.20

◇西ドイツ・ブンデスバンクの公定歩合引下げ

西ドイツ・ブンデスバンクは1月9日、公定歩合を $\frac{1}{4}\%$ 引下げ $2\frac{3}{4}\%$ とし、10日から実施する旨発表した。

今回の引下げは、1956年9月以降連続6回目の引下げに、当り、これにより西ドイツの公定歩合は通貨改革以後の最低レートとなつた。なお引下げが $\frac{1}{4}\%$ と小刻みに行なわれたのは今回が最初である。

年初公定歩合が引き下げられるとの予想は、昨年12月以降、とくに交換性回復後、銀行・取引所筋の間に広く行なわれていたものであり、今回の引下げのねらいとして次の諸点が指摘される。

- (1) 貿易収支の黒字 (昨年1~11月間 1,901百万ドル) を主因とする金・外貨の累増 (昨年12月29日現在6,226百万ドル、昨年々初来752百万ドル増) ならびにこれに

伴う国内の過剰流動性に対処して資本輸出を一層促進するため、国内金利水準を低下させる必要があること。

(2) 昨年末実施された欧州各国の交換性回復と関連して、投機的資金の流入防止の必要性が増大したこと。

(3) 昨年来資本市場は著しい発展を遂げたが (1958年1~11月間確定利付証券発行額93億マルク、57年中45億マルク)、本年は州債、連邦債 (30億マルク) をはじめ起債需要はかなり増大するとみられるので、一般金利水準の低下を通じてさらに資本市場の拡大強化を図る必要があること。

最近における西ドイツの景気動向は、建設需要、耐久消費財需要の好調を支持要因として比較的順調に推移 (鉱工業生産前年比1~11月+3%)、完全雇用状態 (11月失業率2.2%) にもかかわらず物価も安定しており、インフレ

化の懸念はほとんどない。金融市場も引続き緩慢で翌日物コール・レートは2⅜%~2%と従来の公定歩合を大きく下回っている。

◇西ドイツの1959年度予算案の概要

西ドイツ大蔵省は昨年11月1959~60年度(会計年度4~3月)連邦予算政府案を発表した。

新年度予算の歳出規模は391億マルク(歳出未済額として20億マルクが予想されるため実質的には370億マルク)と本年度に比べ4億マルクの増加にとどまり、経常歳入不足額も49億マルクと前年度並みに抑えられた。しかしながら、1956年度末61億マルクにのぼつた財政累積剰余金(いわゆるユリウスの塔)は1957(払超29億マルク)、58(払超見込約20億マルク)両年度の財源充当てでほとんど食いつぶされるため、新年度の充当額としては12億マルクが見積られるにすぎず、公債発行による財源調達30億マルクと本年度(19億マルク)をかなり上回る点がとくに注目される。

歳出面での特徴としては、防衛支出が116億マルクと前年を9億マルク上回り、歳出総額の31%(前年29%)を占めるに至つたこと、住宅建築関係の補助金が15億マルクと本年度(12億マルク)に引続きさらに増加していることなどが挙げられ、その他の一般の支出は軒並みに切詰めが行なわれている。

新年度予算の金融面に及ぼす影響としては、防衛資材の

西ドイツの1959年度連邦予算案(単位・億マルク)

区 分	1958年	1959年	前年度比 増減(△)額
(歳入)			
経常歳入	316	322	6
国債収入	19	30	11
剰余金取りくずし	30	12	△ 18
その他	22	28	6
計	387	391	4
実質支払見込	365	370	5
(歳出)			
防衛費	107	116	9
社会保障費	120	117	△ 3
賠償費	20	20	0
州交付金	12	10	△ 2
グリーンプラン	13	13	0
住宅建設促進費	12	15	3
その他	103	100	△ 3
計	387	391	4
実質支払見込	365	370	5

(注) 実質支払見込は歳出未済予想額を差し引いたもの。

国外調達、ザール地域通貨改革関係支出など外国に対する支出が50億マルク弱と推定されるため、剰余金取りくずしにもかかわらず、対国内収支はかなりの揚超と予想されることから、むしろ引締めに働くものと解される。

なお、多額の国債募集は資本市場を圧迫する要因となるが、上半期の財源需要はおおむね経常歳入をもつてまかなわれるため、起債は資本市場がさらに緩慢化する下期中に機をみて行なわれる模様で、さしたる懸念はないものとみられている。

◇フランス・フランの切下げと重フラン採用計画の発表

フランス政府は12月27日、フランス・フランを17.55%(フラン価値の14.93%)切り下げ、従来の対米ドル420フランを493.706フランに改めた。これによつて新フランス・フランは純金180ミリグラムに相当することとなる。これと同時に西欧諸国通貨の交換性回復に呼応してフランの交換性を回復することを発表、29日から実施した。なお切下げ直前の金融市場の混乱を防ぐため、26日から29日まで証券取引所、外国為替取引所、金融市場は臨時に閉鎖された。

なお、政府はフラン切下げを期に従来の100フランを1フランとする新貨幣単位(重フラン)を採用する計画を発表した。これによりフランはほぼ欧州諸国通貨水準の呼称単位に近くなるが、新紙幣の発行など準備の都合もあり、正式に重フラン採用の時機は今年中に政令で決め、明1960年1月1日から完全に新紙幣による重フランが採用されることとなつている。ただ外国為替相場については12月29日切下げと同時に100フラン単位で表わすこととなり、対外的には重フランが採用された形となつている。

◇フランスの1959年度予算の概要

ビネー蔵相は12月29日、フランスの1959年度(1~12月)予算を別表の通り発表した。

本年度予算はフラン切下げ、交換性回復に対応する国内緊縮政策の根幹をなすものとして、大幅な補助金削減と増税を断行して赤字の削減を図るとともに、建設的投資を増加している点が特徴で、その大要は次のとおりである。

- (1) 財政赤字の徹底的削減……1958年度予算規模で59年度予算を組むと1兆2,000億フランの赤字を生ずるが、これを国民貯蓄でまかないうる範囲内(6,000億フラン)の5,874億フランにとどめる。
- (2) 増税……赤字削減のため法人税率(47.5→50%)、所得税率(19.8→22%)を引き上げ、累進所得課税範囲拡大、付加価値税制改革、ぶどう酒消費税引上げなどにより3,090億フランの増収を図る。なお、パリ地区賃金生活者税、会社超過利益税、準備金税など一昨年来の臨時税はこの機会に整理される。

(3) 補助金削減……パン、食用油、ジャムなどの食料品をはじめ、鉄道、石炭、電気、ガス、郵便、特定農産物に対する財政補助金を削減し、2,550億フランの節減を図る。

(4) 財政投資増……フランスの経済力強化のため、原子力開発、アルジェリア開発、学校建設など建設的投資は前年度比約27.5%増額する。

フランスの1959年度予算 (単位・10億フラン)

区 分	1958年度	1959年度	前年度比 増減(△)額
(歳 出)			
一般民政費	2,927	3,104	177
設備支出	532	618	86
戦災復興費	165	173	8
軍事費	1,445	1,576	131
特別勘定	—	39	39
住宅建設	229	344	115
開発基金	233	335	102
計	5,531	6,189	658
(歳 入)	4,931	5,602	671
歳出超過	600	587	△ 13

◇ベルギー国立銀行の公定歩合引下げ

ベルギー国立銀行は1月7日、公定歩合を $\frac{3}{4}$ %引き下げ $3\frac{3}{4}$ %とし、8日から実施する旨発表した。

今回の引下げは、共同市場の発足に即応してオランダ(3%)、西ドイツ(当時3%、現在2.75%)などの諸国における金利水準への接近を図るとともに、国内景況の不振に対処せんとしたものである。

ベルギーの金・外貨準備は1957年秋以降増大を続け、昨年11月末には1,459百万ドルと年初来327百万ドルの増加を示し、この間9月にはIMFより57年4月借り入れた50百万ドルを返済している。かかる金ドル準備の好調を反映してベルギー・フランは引続き安定を維持し(従来よりベルギー・フランは準硬貨と考えられていた)、通貨交換性回復、共同市場の発足についても、とくに通貨面の不安がないところから今回の措置となつたものである。

一方、国内景況は1957年秋以降、世界景気の停滞に伴つて不振を示し、今なお低迷状態にある。すなわち、58年9月現在工業生産指数は109(53=100、前年同月126)、失業者数は153千人(前年同月88千人)を記録しており、卸売物価も昨年々初来微落を示しつつある。

◇ソ連の1959年度国家予算の概要

12月22日開催されたソ連最高会議で、ズヴェレフ蔵相は1959年度(1~12月)の国家予算案について報告した。原

案は討議の上若干修正され、1959年度ソ連国家予算法として施行された。その内容は次の通りである。

ソ連の1959年度国家予算 (単位・億ルーブル)

区 分	1958年 (見込)	1959年	前年度比 増減(△)額
(歳 入)			
①社会主義経済からの収入	5,703	6,559	856
うち 取 引 税	3,015	3,329	314
企業・経済機関の利潤控除	1,303	1,549	246
コルホーズ・協同組合所得税	157	196	39
社会保険への企業・機関の払込金、外国貿易機関収入、森林収入その他	1,228	1,484	256
②国民からの収入	727	674	△ 53
うち 国 税	498	560	62
計	6,429	7,233	804
(歳 出)			
国民経済費	2,572	3,089	517
社会・文化費	2,128	2,321	193
国防費	963	960	△ 3
国家行政費	119	115	△ 4
その他の	495	591	96
計	6,277	7,076	799
歳入超過	152	157	5

社会・文化費内訳 (単位・億ルーブル)

	1958年 (見込)	1959年	前年度比 増 加 額
教育費	842	943	101
保健・体育費	404	440	36
国家社会保健・保障費	829	882	53
子供の多い母親・子供のある未亡人に対する扶助料	53	55	2
計	2,128	2,321	193

上記国家予算のうち「連邦予算」と「共和国予算」は次のように決定された。

連邦予算 (単位・億ルーブル)

	1958年 (見込)	1959年	前年度比 増 加 額
歳入総額	3,263	3,823	560
歳出	3,111	3,666	555
歳入超過	152	157	5

共和国予算(歳入・歳出同額)

(単位・億ルピー)

	1958年 (見込)	1959年	前年度比 増加額
(総 額)	3,197	3,435	238
ロシア共和国	1,902	2,053	151
ウクライナ	584	631	47
ベロルシヤ	96	98	2
ウズベキスタン	85	86	1
カザフスタン	195	208	13
グルジヤ	53	57	4
アゼルバイジャン	50	52	2
リ ト ワ	38	42	4
モルダヴィヤ	24	25	1
ラトヴィヤ	38	40	2
キルギジヤ	27	29	2
タジキスタン	23	25	2
アルメニヤ	25	28	3
トルクメニスタン	26	27	1
エストニヤ	23	26	3

ア ジ ア 諸 国

◇パキスタン中央銀行、商業銀行の貸出制限を解除

パキスタン国立銀行(中央銀行)は11月15日、これまで商業銀行に課してきた貸出制限を解除するとともに、商品取引に対する貸出を自由化するよう要請した。本措置は最近とみに停滞伝えられる同国商工業振興のため、金融機関の対市中貸出促進を目的としたもので、中央銀行は本貸出資金の融資を行なう旨を保証している。

ちなみに同国中央銀行は1957年6月以降インフレ抑制の一手段として、商業銀行に対し次のごとき貸出制限を課してきた。

- (1) 投機の商品保有を防止するため、輸入工業製品、金銀地金、食糧穀物、油種子に対する貸付の最高限度を、当該価値の40%とする。
- (2) 無担保または保証書による貸付の、個々の取引先に対する最高限度を、5万ルピーとする。
- (3) 公認外国為替取引業者の輸入信用状開設に際しては、その15%の預託を要する。

◇パキスタンに対するIMFスタン・バイ・クレジット成立

IMF当局は12月8日、パキスタンへ250万ドルのスタン・バイ・クレジットを供与する旨を発表した。同国政府は引出し実行の時期および使用目的などについて明らかにしていないが、本クレジットは今後12か月間に随時引出し

が認められ、外貨不足にさらされながら政変後の国内経済安定対策を積極化しつつある新政府の対内的、対外的立場の強化に少なからず貢献するものとみられる。なお同国がIMFから借入れを行なうのは初めてである。

◇パキスタンにおける未使用輸入ライセンス凍結措置

パキスタン政府は12月31日、①信用状付未使用(一部未使用を含む)輸入ライセンスの凍結、および②中央銀行の事前許可のない限り輸入に伴うすべての外貨送金の禁止を決定、また同時にパキスタン国立銀行は、③全外国為替取引認可銀行に対し12月31日までに開設した信用状についての報告を求めた。なおICA資金による買付分および医薬品など緊急必需品の輸入はChief Controller of Imports and Exportsの認可を得たうえ、本措置から除かれる。

これらの措置の背景としては、①同国外貨準備の枯渇、②現行輸入政策(7~12月)における輸入水準が高すぎたことなどが指摘されており、提出報告の検討をまつて1月中にも、①輸出促進のための自由輸出報償制度(Liberal Exports Bonus Scheme)の採用、②次期輸入政策(1~6月分、本来12月中に発表されるはずであつた)の発表、が行なわれるものと期待されている。

なお、新報償制度の適用輸出商品は綿花、ジュート、皮革、茶の同国5大輸出商品のほか多数品目に及ぼされ、輸入ライセンスの報償発行額も年間70万ルピー(これまでの輸出振興制度では年50万ルピー)と大幅の増加となり、かつ輸出業者の入手した報償ライセンスによる輸入品目も、消費財、工業設備を含め広く自由撰択が許され、譲渡も自由となるものと予想されている。

◇タイ、外資保証法案を発表

タイでは1954年に工業化促進法が制定され、この中にある程度外資の保護、導入奨励などが規定されていた。ところが最近国内経済開発、とくに工業部門への投資促進の要請が強まってきたため、民間資本蓄積の貧困な同国にとっては従来以上に外資を導入する必要が生じ、政府もこれについて検討を加えていたが、このほど新国会に提案する外資法の要旨を発表した。その概要は次の通りである。

- (1) 非国有化などの保証工業に投資し、これを運営する者に対しては、国籍、法人、個人を問わず平等の権利を与える。政府はこれら投資と競争する新工場を設立せず、かつ国有化せぬなどの保証を勅令によつて与える。
- (2) 外資に対する特典……工場の新設、拡張用の機械、部品および国内で調達しえない原料の輸入には輸入税を免除し、タイ国経済に有害でない限りその生産物の輸出について輸出税を免除もしくは軽減する。法人の場合2年以上5年以内の期間を限り法人税を免除される。資本

および税引利潤の海外送金は内閣の任命する管轄委員会 (Competent Committee) の許可を得て行なうことができる。外資導入に伴う熟練労働者、技術者の入国には制限を加えない。

(3) 外資に対する保護……一定期間を限り同種製品の輸入禁止、高率関税の賦課、同種工場の新設停止などの保護が与えられる。

◇ベトナムの1959年度予算の概要

本年度予算は12月18日に成立したが、その規模は150億ピアストルと前年比9%増である。歳出の内訳はまだ判明しないが、経常支出では前年に引続き国防関係が大きな部分を占めるものとみられ、開発支出は最近のゴ大統領の言明からみて運輸通信設備の拡充、教育施設の増設に重点が置かれるものと思われる。一方歳入は税収の増加を見込んでいるものの、前年の新税創設に対して本年は徴税機構の整備、拡充のみによつてこれを達成せんとしており、本年の実績からみて楽観的との批判もある。したがつて、従来から巨額の財政赤字は米国援助によつて補填されているが、本年度はさらにこれへの依存が増すものと思われる。

ベトナムの1959年度予算 (単位・百万ピアストル)

区 分	1958年度	1959年度	前年度比 増減(△)
(歳 出)	13,752	14,994	1,242
経 常	11,197
開 発	2,556		
(歳 入)	13,752	14,994	1,242
うち米 国 援 助	5,051
関 税	2,182	2,406	224
間 接 税	2,778	3,037	259
直 接 税	709	769	60
公 企 業 取 入	1,530	1,477	△ 53

◇インドネシア中央銀行法の一部改正

インドネシア議会は、このほど中央銀行法第16条、第19条(金準備ならびに対政府貸出条項)の改正に関する法案を可決した。この結果同行の金準備(金・交換性外貨)はこれまで銀行券その他要求払債務の20%とされていたが、今後保有基準は最近3年間の年平均輸入額の3か月分に改められた。また対政府貸出については、前年度政府歳入の30%を限度とし、それをこえる場合は議会の承認を要することとなつてきたが、その限度は50%まで拡張された。

インドネシア中央銀行の銀行券その他要求払債務に対する金準備率は昨年12月7日現在7.9%であり、事実上はすでに法定準率を下回つていたわけである。また同日における対政府貸出残高は234億ルピアで、政府財政の年間歳入

総額が例年200億ルピア程度であることから、対政府貸出の法定限度を大幅にこえており、かかる現状から両規定の緩和を図らざるを得なかつたものとみられる。しかしながら本改正は一部で、通貨の無制限的膨脹を懸念されており、他面同行の最近の金準備が1,963百万ルピア(172百万ドル)と1955~57年の年平均輸入額の3か月分2,179百万ルピア(191百万ドル)を下回つている実情からみて輸入の抑制される可能性も大きい。

◇中共における金融方式の変更と金利引下げ

中共國務院は人民公社の成立による経済機構の変化に即応し、また国营企業の運転資金の効率を高め、企業の独立採算制を強化するため、12月20日、「人民公社信用部の活動上の諸問題ならびに国营企業の運転資金の問題に関する規定」を公布し、本年1月1日より施行することとなつた。

同規定の要旨は次のごとくである。

- (1) 人民公社の各事業単位と公社信用部との間の預金および貸付金にはすべて利息計算を行なう。
- (2) 公社信用部と銀行との間の資金の交流は一律に預金および貸付金によつて処理する。預金および貸付金利は一律に月利0.42%とし、公社信用部の損益金は公社全体の損益として計算される。
- (3) 公社信用部は預金による資金を貸付金に充当することができる(従来は合作社の預金はすべて人民銀行に預け入れなければならなかつた)。ただし、年度あるいは半年度ごとに資金計画を作製し、あらかじめ資金の過不足額について人民銀行の審査を経なければならない。不足資金は人民銀行の融資により補填し、余剰資金は人民銀行に預け入れることとするが、余剰資金が予定額を超過した場合は、超過額を貸付に使用することができる。
- (4) 貸付は公社の自主的な裁量により行なわれる。公社は貸付金総額の範囲内において、工業、商業および農業貸付の間で自由に調整することができる。ただし、基本建設およびその他の部門には調整を加えることができない。
- (5) 貸付金利を一律に月利0.6%とする。(従来は農業貸付金は銀行からは月利0.48%、信用合作社からは月利0.72%で行なわれた。工業および商業貸付金は従来と変わらない。)
- (6) 普通預金金利を月利0.24%から0.18%に、定期預金金利を半年ものは月利0.51%から0.3%に、1年ものは月利0.66%から0.4%にいずれも引き下げる。
- (7) 農業合作社と農村の手工業合作社の生産および基本建設のための既往借入金は全額を公社が償還する。社員

の既往借入金は借入人が償還するが、借入金によつて購入した家畜、農具などですでに公社に渡したものについては公社が代つて償還する。

(8) 国営企業の運転資金は一律に人民銀行が管理する。従来政府が国営企業に交付してきた運転資金は、すべて人民銀行からの貸付金とし、利息計算を行う。政府から公社に移譲された企業の運転資金についても同様の取扱により処理する。政府から移譲されたものを除く公社に所属する企業の運転資金については、予算により決定された分は公社財政から信用部を通じて貸し付けられ、それを超過する分は人民銀行と協議の上、同行の融資を受ける。

◇台湾における預金貸出金利の改定

台湾銀行は昨年12月27日市中金利の変更を決定、本年1月1日より実施する旨を発表した。今回の措置は昨年8月、闇金融依存による企業の倒産対策として、企業の金利負担の軽減を図るため正常金融機関の貸付資金増大の見地より儲蓄預金制度の創設が決定された際から予定されていたが、その後内外情勢の緊迫により見送られてきたもので、これに伴い1月1日より従来の期間6か月および1か年の優利定期預金が廃止され、期間6か月以下の定期預金と期間1年以上の儲蓄預金が設けられることとなつた。

新金利は次表のごとくで、預金・貸付の両面にわたつておおむね月利0.1~0.2%方引き下げられたが、当座性預金についてはなんら変更を加えられなかつた。

(預金)

定期預金	1か月もの	月利	0.6%
	3か月もの	"	0.75%
	6か月もの	"	1.05% <small>(従来の優利定期で月利1.35%)</small>
儲蓄預金	1年もの	年利	17% <small>(" " 1.65%)</small>
	2年もの	"	19%
	3年もの	"	21%

(貸付)

手形割引	月利	1.5% <small>(従来は月利1.65%)</small>
担保貸付 <small>(儲蓄預金担保を除く)</small>	"	1.5% <small>(従来は月利1.65%)</small>
無担保貸付	"	1.74% <small>(月利1.88%)</small>
儲蓄預金担保貸付	年利	22%

(注) 不変更の預金金利は甲種当座—無利息、乙種当座—日歩8厘、通

知預金—日歩1厘であり、延滞利子—日歩1厘5毛も据置かれた。またコール・レートは従来各行間協定に委ねられていたが、月利0.04%と定められた。

◇韓国の1959年度予算の概要

韓国の本年度予算は昨年12月24日国会を通過成立したが、予算規模は3,900億圓で、昨年度予算(追加予算を含む)に比し歳入8%、歳出8%の減少となつている。また昨年度の227億圓の赤字予算に対し収支均衡予算である。

歳入についてみると、租税収入は昨年より35%増加したものの総額の半ばにすぎず、一方米国援助による見返資金は昨年より25%減少したとはいえなお総額の36%に達している。歳出では昨秋の公務員給与引上げにより一般経費が昨年比6%膨脹して総額の40%、国防費が同じく10%増加して36%を占めており、これによつて経済関係の見返資金および経済復興費はともに大幅な削減を余儀なくさせている。

本年度予算の項目別内訳は次表のごとくである。

韓国の1959年度予算 (単位:億圓)

区 分	1959年度		1958年度		増減率 (%)
	金額	構成比	金額	構成比	
(歳入)		%		%	
租 税	1,932	49.5	1,433	35.4	34.8
税 外 収 入	256	6.6	240	5.9	6.7
国 債 償 還	79	2.0	282	6.9	-72
専 売 益 金	227	5.8	212	5.3	7.1
見 返 資 金	1,406	36.1	1,875	46.5	-25.1
計	3,900	100.0	4,036	100.0	-3.4
(歳出)					
一 般 経 費	1,545	39.6	1,457	34.2	6.0
国 防 費	1,407	36.1	1,277	29.6	10.2
国 債 費	72	1.8	138	3.2	-47.8
見 返 資 金	296	7.6	628	14.7	-52.9
経 済 復 興 費	564	14.5	743	17.4	-24.1
そ の 他	16	0.4	20	0.5	-20.0
計	3,900	100.0	4,263	100.0	-8.5
歳出超過額	—		227		